

国民健康保険の税率等を改正

国民健康保険は、加入者の皆さんが国民健康保険税を出し合い、必要な医療費に充てる相互助け合いの制度です。6月定例市議会で「高梁市国民健康保険条例の一部を改正する条例」が可決され、今年度の税率等が決まりましたのでお知らせします。

本市では、医療費が毎年3%から5%伸びている一方で、長引く社会経済の低迷などで収入の減収が見込まれ、国民健康保険会計の単年度収支は平成20年度から2年間連続して赤字となりました。国民健康保険事業の運営は極めて厳しい状況が続いており、保険税の大幅な引き上げが必要となっています。

しかし、近年の景気低迷による所得の減少など、被保険者の皆さんの生活も厳しさを増している状況にあることから、税の負担増を極力抑えるため、今年度の税率は、財政調整基金を充当するなどし、表①のように改正しました。

また、国において法律等が改

正されたことに伴い、医療保険賦課額の限度額を47万円から50万円に、後期高齢者支援金賦課額の限度額を12万円から13万円に改正しました。

国民健康保険事業は、加入者の皆さんに納めていただく保険税と、国や県、市などの公費で運営しています。納付にご理解とご協力をお願いします。

倒産・解雇等で失業した人への国民健康保険税軽減制度

今年4月から、倒産や解雇、雇い止めなどの理由により失業した65歳未満の雇用保険の「特

表① 平成22年度国民健康保険税率等

賦課区分 税率等	医療保険分		後期高齢者支援金分		介護保険分	
	改正前	改正後	改正前	改正後	改正前	改正後
所得割率	7.3%	7.7%	2.6%	2.7%	1.7%	1.8%
均等割額	20,000円	21,000円	7,100円	7,400円	8,200円	8,600円
平等割額	14,000円	14,800円	4,800円	5,000円	4,200円	4,400円
賦課限度額 (年間)	47万円	50万円	12万円	13万円	10万円	据え置き

所得割：加入者ごとの基礎控除（33万円）後の平成21年中の総所得金額等に税率を乗じて算出
 均等割：加入者1人当たりの年額に加入者数を乗じて算出
 平等割：1世帯当たりの年額
 ※医療保険分、後期高齢者支援金分（対象：0歳～74歳）…75歳になる場合は誕生月の前月までを月割りで計算
 ※介護保険分（対象：40歳～64歳）…40歳になる場合は誕生月から、65歳になる場合は誕生月の前月までを月割りで計算

保険被保険者証
 ▼届出先：税務課市民税係

高齢受給者証の更新と「限度額認定証」「標準負担額減額認定証」の更新手続き

受給者証の更新

国民健康保険に加入している

70歳以上75歳未満の人へ、新しい「国民健康保険高齢受給者証」を7月下旬に発送します。記事事項を確認し、8月1日からは、新しい受給者証を国民健康保険証と一緒に医療機関の窓口で提示してください。

入院時に必要な認定証の申請

① 認定証の交付を希望する人

住民税非課税世帯の人で、入院時の食事負担額の減額を受けられる場合には、「標準負担額減額認定証」（70歳以上の人は「限度額適用・標準負担額減額認定証」が必要となります）
 また、70歳未満の人で一医療機関ごとの入院医療にかかる窓口での支払いを、所得区分により高額療養費の自己負担限度額までとする場合は、「限度額認

国民健康保険税の納付について

国民健康保険税は世帯単位に課税します。世帯主が国民健康保険に加入していない場合でも、納税義務者は世帯主（擬制世帯主）となります。

また、納付方法は、納付書や口座振替で納める普通徴収と、年金受給月に年金から天引きされる特別徴収があります。65歳以上75歳未満の被保険者のみで構成される世帯は、原則として世帯主（擬制世帯主を除く）の年金から保険税が天引きされます。

〈国民健康保険税の納期〉

納期	4月	5月	6月	7月	8月	9月
普通徴収	—	—	—	1期	2期	3期
特別徴収	仮徴収	—	仮徴収	—	仮徴収	—

納期	10月	11月	12月	1月	2月	3月
普通徴収	4期	5期	6期	7期	8期	—
特別徴収	本徴収	—	本徴収	—	本徴収	—

※普通徴収の納期限は月末（12月は27日）です。
 ただし、金融機関の休日の場合は、翌営業日となります。

◎「全期前納」（納付書および口座振替）が利用できます。

※全期前納とは、第1期（7月）の納期限までに、年間の税額を一括納付（振替）することです。

■問い合わせ
 保険税に関すること…税務課市民税係（☎②0214）
 医療費に関すること…保険課健康保険係（☎②0258）
 加入脱退（資格）に関すること…市民環境課戸籍住民係（☎②0252）
 または、各地域局地域振興課住民福祉係

定証」が必要となります。
 なお、認定証の交付を希望される人は申請が必要です。
 ※国民健康保険税の滞納がある場合は交付できません。

② 認定証をお持ちの人

現在、70歳未満で「標準負担額減額認定証」「限度額認定証」をお持ちの人、また70歳以上で「限度額適用・標準負担額減額認定証」をお持ちの人は、8月から新しい認定証が必要となります。
 引き続き認定証が必要な人は、7月20日以降に、保険課、または各地域局で更新の手続きを行ってください。